

国土利用計画滝沢市計画の概要

国土はわたしたちにとって生活や生産の共通の基盤であり、限られた共通の資源です。国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な視点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的としているもので、計画には以下の事項を定めることとなっています。(国土利用計画法第2条)

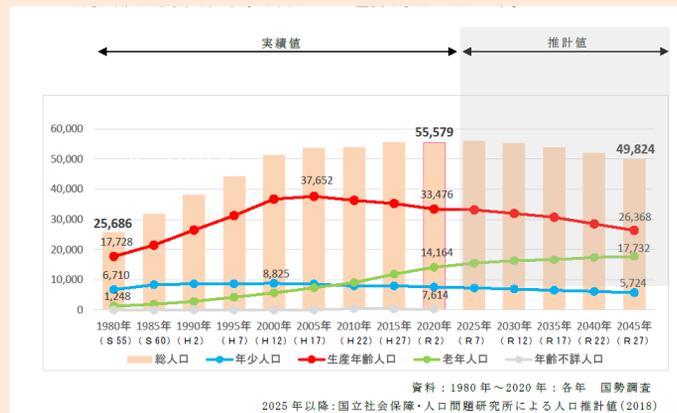
- 1 国土の利用に関する基本構想
- 2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

国土利用計画には、全国の区域について定める計画(全国計画)、都道府県の区域について定める計画(都道府県計画)、市町村の区域について定める計画(市町村計画)があります。

都道府県計画、市町村計画は、それぞれ全国計画、都道府県計画を基本として作成する一方、全国計画、都道府県計画は、それぞれの都道府県知事、市町村長の意見を聴いた上で作成することとされており、これにより、全国計画・都道府県計画・市町村計画の相互調整が十分に図られるようにしています。

立ち向かうべき地域課題

- 人口減少、少子高齢化
- デジタル化の進展
- 持続可能なまちづくり
- 激甚化する自然災害への対応



市の歩むべき方向性

第2次総合計画
(基本構想)

国土利用計画滝沢市計画

統一的な
市土利用の
推進

即する

滝沢市都市計画マスタープラン
滝沢市農業振興地域整備計画
滝沢市森林整備計画 etc

1 土地利用の基本方針

第2次滝沢市総合計画基本構想では、「市民の安全・安心の確保と、市民主体の活動を支えるため、計画的な土地需要の調整を行い、市土の適切かつ効率的な土地利用の確保を図る」としています。

国土利用計画滝沢市計画は、この第2次滝沢市総合計画に示された内容に即して、土地利用の基本方針とします。

- 1 自立した地域経済への対応
- 2 自然を活かした生活
- 3 人とのふれあいが感じられる地域コミュニティの形成
- 4 自然災害への対応

この基本方針を踏まえた上で、「土地需要の量的調整」、「土地利用の質的向上」を図っていきます。

○目標年次:令和13年(2031年) ※第2次滝沢市総合計画の終期と整合

○目標人口:55,500人 ※第2次滝沢市総合計画の目標人口と整合

2 利用区分別の土地利用の基本方向

農地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その他等の区別に利用の方向性を定めます。その上で、利用区別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態と調整を図りながら目標値を定めていきます。

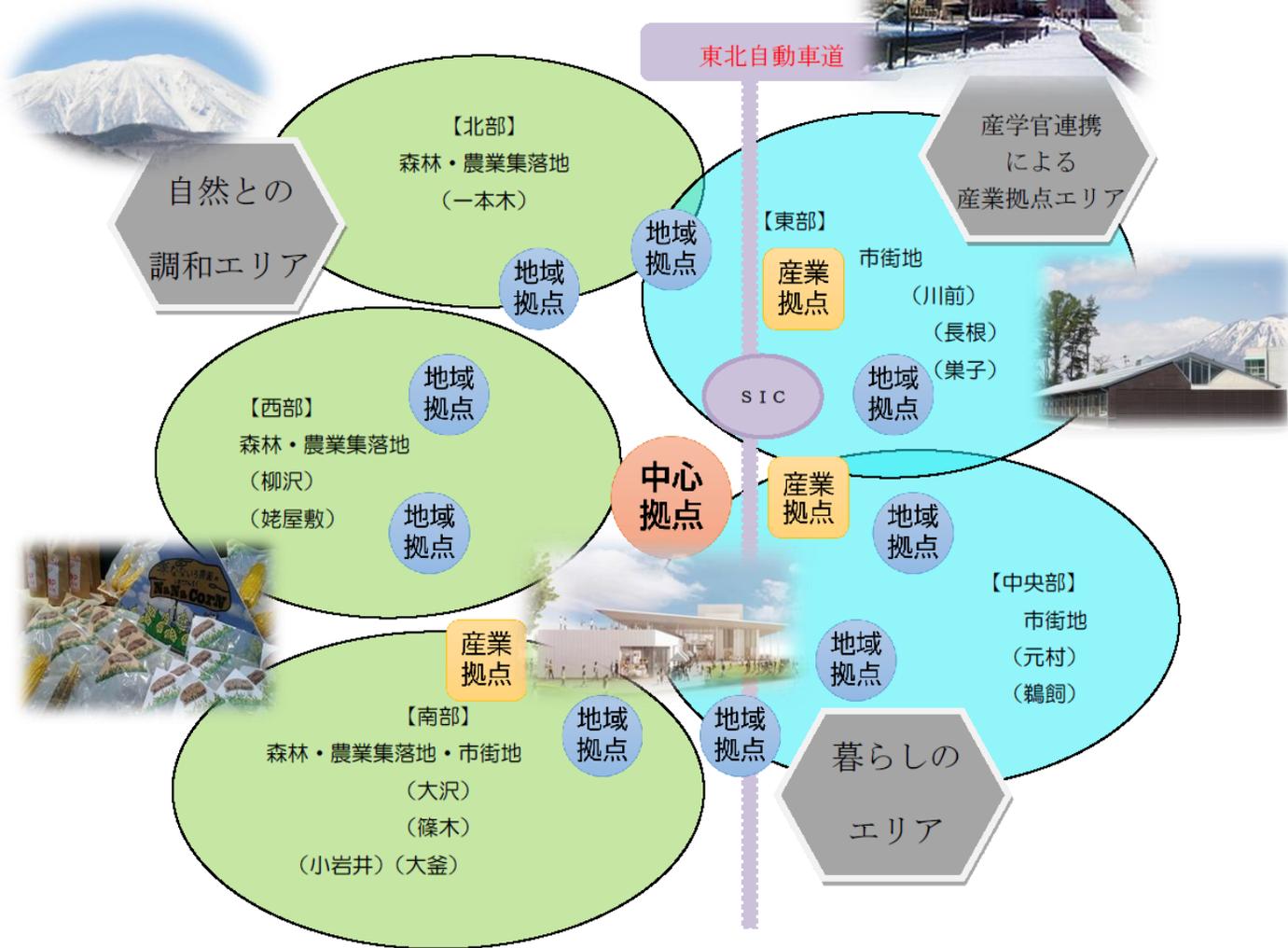
利用区分	基準年次 令和5年 (2023年)	計画目標 令和13年 (2031年)	構成比% 令和5年 (2023年)	構成比% 令和13年 (2031年)
農地	3,410	3,386	18.7	18.6
田	1,400	1,388	7.7	7.6
畑	2,010	1,998	11.0	11.0
森林	7,347	7,347	40.3	40.3
原野等	-	-	-	-
水面・河川・水路	556	556	3.0	3.0
道路	598	600	3.3	3.3
宅地	1,101	1,138	6.0	6.2
住宅地	662	666	3.6	3.7
工業用地	40	55	0.2	0.3
その他の宅地	399	417	2.2	2.3
その他	5,234	5,219	28.7	28.6
合計	18,246	18,246	100.0	100.0
市街地	449	474	2.5	2.6

(単位:ha)

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置

- 国土利用計画法等の適切な運用
- 地域整備施策の推進
- 土地利用に係る環境の保全及び安全の確保
- 土地利用の転換の適正化
- 土地の有効利用の促進
- 土地に関する調査の推進

4 土地利用構想図(地域別)



中心拠点⇒市役所、ビッグルーフ滝沢周辺において、商業、業務、行政、医療・社会福祉等多機能なまちづくりにより、市の中心として生活利便性の向上を図る拠点。

産業拠点⇒IPUイノベーションパーク、盛岡西リサーチパーク及び滝沢中央スマートインターチェンジ周辺を対象に、新たな企業の立地促進により、雇用や活力を生む拠点。

地域拠点⇒地域コミュニティを基本とした人とのつながりが生まれる「場」の創出としての拠点。

5 国土利用計画の体系概要

国土の利用に関する基本理念 (国土利用計画法第2条)

